

## 座間味村第五次総合計画策定支援業務 委託仕様書

### 1 業務名

座間味村第五次総合計画策定支援業務

### 2 業務の目的

本村では、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間の計画期間とする「座間味村第四次総合計画」（以下、「現総合計画」）に基づき、将来像に掲げる「豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する『楽園』」の実現に向けて、まちづくりに取り組んでいるが、計画期間が令和 3 年度末で終了するため、令和 4 年度を初年度とする座間味村第五次総合計画（以下、「次期総合計画」）を策定するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者へ策定支援業務を委託するものである。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

### 4 計画の構成

#### (1) 総合計画

- ア 基本構想
- イ 基本計画

#### (2) 国土強靱化計画

次期総合計画の一部に国土強靱化計画を位置付けることとし、一体的に策定すること。

### 5 計画の期間

令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間

### 6 業務の内容

業務内容は概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、座間味村と受託業者の協議により業務内容を決定する。

#### (1) 基礎調査

- ア 現総合計画の検証及び分析
- イ 本村を取り巻く環境及び現状の調査・分析
  - ・ 主要指標の（人口、財政状況、経済情勢等）の調査・分析
  - ・ 社会経済情勢の動向調査及び本村への影響分析

- ・国や県等の関連計画の調査・分析
- ウ 基礎調査報告書の作成

(2) 関係課、関係団体ヒアリング

現総合計画の施策の達成状況、次期総合計画の施策の優先度等について、ヒアリングを実施すること。

(3) 住民意見の聴取

住民との協働により次期総合計画を策定したいと考えていることから、住民に対するアンケートや意見交換会等を開催し、住民意見の聴取・分析を行うこと。

(4) 審議会、策定委員会等の運営支援

次期総合計画の基本構想及び基本計画について、審議会及び策定委員会の開催を予定している。審議会及び策定委員会については、最低でも各2回の開催を想定している。

開催に伴う資料の作成・印刷、会議への出席、議事録の作成を行うこと。

(5) パブリックコメント実施の支援

住民に対し広く計画内容の周知と意向反映を図るため、パブリックコメントの実施支援を行うこと。

ア パブリックコメント用資料の作成

イ 提出された意見の集計

(6) 基本構想及び基本計画の策定支援

上記(1)から(5)で収集した情報や意見等を踏まえるとともに、さらに事業者の持つこれまでの知見等を活かし、住民の誰もが分かりやすい基本構想・基本計画となるよう策定支援を行うこと。

(7) 国土強靱化地域計画の策定支援

国土強靱化地域計画は国土強靱化地域計画策定ガイドライン（内閣官房国土強靱化推進室発行）に従って、以下の内容を実施すること。

ア 基本目標及び事前に備えるべき目標の設定

国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との調和、及び、同時に策定する総合計画も踏まえ、本計画の基本目標、事前に備えるべき目標を設定する。なお、設定する際には、地域特性や過去の災害等にも配慮する。

イ リスクシナリオ及び施策分野・横断的分野の設定

本村の特性を踏まえた自然災害を想定し、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定する。また、設定したリスクシナリオを回避するために必要な施策分野を設定する。

#### ウ 脆弱性の分析・評価、課題の検討

設定したリスクシナリオに対し、地域の特性を踏まえて、脆弱性の分析・評価を行い、本村の課題の検討を行う。強靱化に関連する現在の取り組み事項の整理にあたっては、各担当所管が実施する施策を既存資料等により収集・整理し、施策ごとに脆弱性評価結果に該当する文案を作成すること。

脆弱性の分析・評価、課題の整理にあたっては、強靱化に関連する現在の取り組み事項を、リスクシナリオと施策分野の両観点から整理したマトリックス表を作成し、リスクシナリオごと及び強靱化施策分野ごとに、不足している取り組み事項を明らかにすること。マトリックス表は、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（内閣官房国土強靱化推進室発行）に記載のある例をモデルとすること。これらのマトリックスの作成にあたっては、施策の抜け漏れを確認し、施策を提案すること。

#### エ 施策分野ごとの推進方針

##### ① リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価・分析結果などを踏まえ、施策体系を構築し、施策分野ごとの推進方針を効果的・効率的に検討・整理を行い、座間味村国土強靱化地域計画としてとりまとめる。リスクに対する本村の脆弱性の分析を踏まえつつ、課題の克服に向けた国土強靱化施策を、リスクシナリオ及び施策分野それぞれの観点から設定すること。

リスクシナリオ及び施策分野ごとに整理した施策名や、施策ごとの推進方針に係る文案を施策データベースとして整理し、各担当所管への確認を実施すること。なお、計画に記載する施策については、国土強靱化地域計画策定ガイドラインがすすめるように、本村の取組のみならず、関係機関の取組も対象とし、取組主体（国、県、村、担当課、民間等）を明記し、対外的に分かるようにすること。関係機関の取組についても該当する文案を作成すること。

##### ② 重点化・優先順位等の検討と重要業績指標（KPI）の設定

リスクへの対応方策に関する重点化・優先順位等を検討するとともに、重要業績指標（KPI）を設定し、計画の進捗管理に関して整理する。

##### ③ 個別の事業の整理

「①リスクへの対応方策の検討」で整理した施策については、具体の事業を個別の事業として、リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理すること。個別の事業の整理にあたっては、地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業の要件になることも踏まえ、各担当所管への確認作業を実施すること。

#### オ 進捗管理手法の構築

各施策の進捗管理にあたっては、効果的な進捗管理手法を提案すること。地域計画でとりまとめた施策の進捗管理を実施するためのデータベースを開発すること。データベースは、施策ごとに脆弱性評価結果、推進方針、該当する施策分野、重点化施策、KPIなどを格納できるものとし、必要なマクロ開発を実施するとともに、次年度以降に進捗管理が容易になる仕組みを構築すること。データベースの要件は、本村と協議を行い、決定した後に開発を実施するとともに、本村の確認・指示に基づき必要な改修を実施すること（各課からの進捗評価シートをマクロにより自動で取り込めるなど）

#### (9) 計画策定全般に係る支援業務

計画策定に関するスケジュールの進捗管理のほか、村の要請に基づいた資料作成、アドバイス等全般的な支援を行うこと。

また、国土強靱化計画を次期総合計画の一部に位置付けるとともに、国土強靱化計画は本村において初めての策定となることから、周辺離島自治体や同規模自治体の計画等を踏まえながら、本村にふさわしい計画となるよう策定支援を行うこと。

### 7 成果品

本業務における成果品は次のとおりとし、指定の数量、媒体で作成・提出すること。

なお、納品期限については、座間味村と受託者で協議し決定する。

- (1) 基礎調査報告書 データ 1部
- (2) アンケート等調査結果報告書 データ 1部
- (3) 次期総合計画 データ 1部

※データは修正可能な電子データ、及び PDF データ、電子記録媒体に保存すること。

※本委託業務は次期総合計画の策定支援を主とし、次期総合計画の冊子デザイン及び印刷製本については、受託者と別途調整するものとする。

### 8 成果品の帰属

- (1) 本業務における成果から生じる一切の権利（著作権法第 27 条及び同法第 28 条に定められた権利を含む）は、全て座間味村に帰属するものであり、座間味村の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。
- (2) 受託者は、座間味村又は座間味村から正当に本件著作物の利用を許可された第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係の処理を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本村は責任を負わない。

## 9 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、座間味村から指名の停止を受けていないこと。
- (4) 事業規模が受託する業務を遂行するために十分であると認められ、かつ安定的な経営基盤を有していること。
- (5) 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。実績は以下の条件を満たすこと。  
ア 沖縄県内外を問わず、地方公共団体の総合計画策定支援の実績を有すること。  
イ 沖縄県内外を問わず、地方公共団体の国土強靱化地域計画策定支援の実績を有すること。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。  
ア 共同企業体は2社以上で構成されていること。  
イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で契約若しくは協定を締結していること。  
ウ 共同企業体は、幹事企業を選定し、原則としてこの幹事企業を共同企業体の代表者として座間味村と契約の締結を行える又は共同企業体の構成員全てが当事者となる契約の締結が行えること。
- (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

## 10 業務実施体制

### (1) 統括責任者の配置

本事業の進捗を管理する責任者1名を配置すること。ただし、専任である必要はない。

### (2) 実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、座間味村の承認を得ること。体制に、9（5）に示す実績要件の従事者を含むこと。

## 11 守秘義務

- (1) 本業務の内容及び業務の遂行上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏ら

し、またはその他の目的で使用してはならない。業務完了後も同様とする。

## 12 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、座間味村とその手法や内容について十分協議し、進めること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係法令及び通達等を遵守すること。
- (3) 本業務の全部もしくは一部を再委託し、又は請負わせてはならない。ただし、個人情報を取扱業務を除き、事前に書面による協議を行い座間味村の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は業務期間内において、関係資料の提出を座間味村より求められたときは、それに応じるものとする。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、訂正、補正、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度座間味村と協議の上、その指示に従い業務を進めること。